

通常学級における特別支援教育を考える

高橋果歩

1 はじめに

私は、特別支援教育の教員を目指す学生である。私が特別支援教育に興味を持ったきっかけは、小学校時代の経験だ。小学校5年生の時に、ある女の子の同級生と初めて同じクラスになった。その子は視覚障害を持ち、特別支援学級にも在籍していたのだが、私は5年生になるまでそのことをほとんど知らなかった。席も近かったため、仲良くしたいと考えていたのだが、その子は始業式以降、私のクラスにいることはほとんどなかった。また、臨海学校などの行事も「私は目が見えないから」という理由で欠席していた。「なぜ、同じ学校の同じクラスの女の子が、目が見えないからというだけで、たくさんの友達を作るための時間も与えられず、小学校での楽しい思い出作りに参加しないのだろうか。」と、私はそのころ考えていた。そして私は中学受験をしたため、その子とはそれ以来離れてしまった。別の中学校に入学して、授業を受けたり、いろいろな行事に参加したりするたびに、「あの子は中学校でどんな生活をしているのだろうか。まだ、学校で仲のいい友達はできないのだろうか。」と考えることがあった。また、「もし私が担任の先生だったら、もっとクラスの友達同士が分かり合えるような活動をし、障害がある子どもでも、学校だからできるたくさんの経験に参加させる工夫をしたい。」と思い、特別支援教育の道を志した。

そして大学に入学し、さまざまな障害について学んだり、ボランティア活動や教育実習を行って障害のある方とかかわったりする中で感じた特別支援教育の課題とは、通常学級における特別支援教育だと感じた。

平成6年にサランカ宣言が採択され、包み込む教育（インクルーシブ教育）を基本とする、障害のある人々の権利の実現を宣言した。また、平成18年に採択された障害者の権利条約では、障害を理由に一般の教育から排除されない、無償でかつ質の高い支援の包み込む教育（インクルーシブ教育）を受けられるようにすることを含むことになった。そして平成25年8月26日に学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第244号）が公布された。それまで障害のある子どもについて、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に、個人の障害を照らして小学校又は中学校に置いて適切な教育を受けることができる特別の事情があると認められた子どもを認定就学者として小中学校へ就学することを可能にしていた。しかしこの改正によって、障害のある子どもも障害のない子どもも原則小中学校に就学し、教育委員会が特別支援学校に就学させることが適当であると認めた子どもを認定特別支援学校就学者とすることとなった。

これにより、インクルーシブ教育はより多くの学校、地域に導入されることになるだろう。障害のある子どもとない子どもが共に学ぶということは、「同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくこと」を学ぶことが期待できる。インクルーシブ教育システムを推進することによって、普段から地域に障害のある人がいることが認知され、障害に対する適切な知識を地域の人も持つことで、その地域で育った障害のある子どもが、大人になって地域で働くときに、周囲の人に理解された働きやすい環境づくりが望まれる。

しかし、インクルーシブ教育が原則になるとはいえ、ただ単に障害のある子どもを通常学校に就学させればこのようなメリットがあるといえるのだろうか。インクルーシブ教育を推進するためにも、どのような学校現場の改善が必要になるのか、考えていくべきである。

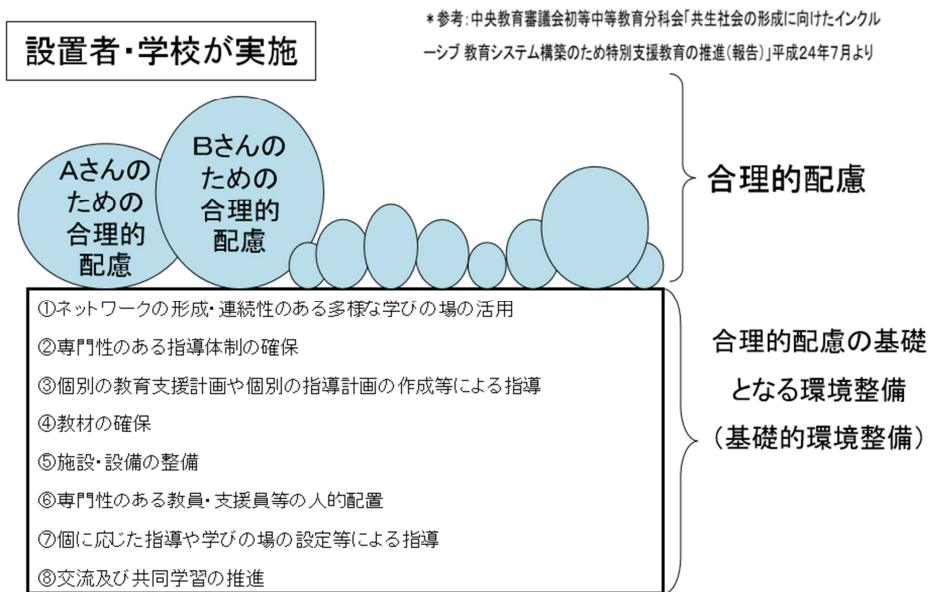
2 通常学校における特別支援教育の課題

今後、インクルーシブ教育が進む中で、障害のある子どもが通常学校、通常学級に就学する可能性が高くなるだろう。そのため、特別支援教育の教員免許状を持っていない教員も、障害のある子どもを教える立場になることも必然的に高くなると考えられる。このことから、特別支援教育の教員免許状を取得していない教員も、障害のある子どもへの合理的配慮を考え、充実した教育を提供していかなければならない。しかし、現実的に考えると、約30人の児童生徒に、一斉に指導する通常学級の教師は、毎日の授業準備、雑務などに追われ、障害のある子どもへの配慮、支援を考えて実施することは困難な状況が予想される。秋山（2004）によると、小中学校の教員の9割以上が、指導経験に関わらず、特別支援教育対象の児童生徒に対して「非常に負担である」「ある程度負担である」と回答している。そのような状況の中で、障害のある子どもが充実した教育を受け、楽しく学校生活を送ることができるのだろうか。

3 基礎的環境整備と合理的配慮

特別支援教育特別委員会報告『共生社会形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』では、一般的な障害対応としての教育諸条件整備を「基礎的環境整備」という用語で記し、その上に、「一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるもの」として「合理的配慮」を説明している。

中央教育審議会初等中等教育分科会は基礎的環境整備として8つの項目を示している。



今の小中学校の教育現場に、そのまま障害のある子どもを迎え、一人一人に個別に対応するということは負担が増える。しかし基礎的環境整備として、例えば発達障害など、特定の障害ということで一般的に提供されるスタンダードな教育支援上のサポートや配慮を整備することで、合理的配慮は少しだけですみ、教師の負担も軽くなると考えられる。そして、はじめは障害のある子どものために整備されたものが、障害のない子どもにとってもすごしやすい学校、分かりやすい環境というように、ユニバーサルな環境の整備へと発展していくものもある。

4 ユニバーサルデザインな学校へ

これまでの話のように、インクルーシブ教育の推進、障害者差別解消法の施行などにより、障害のある子どもの就学先の選択肢が多様化した。通常学校、通常学級においても障害のある子どもが入学する可能性が大いにありと考えると体制を作っていく必要がある。私はその中で、「障害のある子どもが入学したから、このような配慮をする」という考え方があるからこそ、担任教師の負担が重くなるのだと考える。前項で説明した基礎的環境整備の水準を、事前に高く作っておくことにより、障害のある子どもが通常学校に入学したとしても、子どもにとって学びやすい環境はすでに整っており、教師が考えなければいけない配慮も少なくなるのだと考える。

5 私の考えるユニバーサルデザイン

(1) 授業

・視覚化

聞いただけでは、記憶に残したり、理解したり、処理することが苦手な子どもたちがいる。問題や指示を黒板に書き、今はどの部分に取り組むのかを矢印をつける、残り時間を示す等の工夫をすることで、子どもが授業に安心して参加することができると思う。また、適宜タブレットで映像を見られるようにしていきたい。小学校の教育実習でミシンの使い方を児童に指導した際、2人に1つタブレットを渡し、ミシンの使い方わからなくなったら予めタブレットに入れておいた動画を見るように指導した。そのようにしたことで、子どもが自分のペースで何度も確認することができるのと同時に、教師が個別指導している際にほかの子どもが放置されることもなかったため、タブレットを使用することは有効であったと考えられる。

・動作化

授業の中で少しでも動きを取り入れるだけで、子どもの気分をリセットできたり、集中度が増したりすることを期待できる。低学年であれば手遊びをして算数に対する集中力を高めたり、国語の授業で簡単な劇をしたり、「ずっと座っているだけの授業」にしないことで、より理解が深まり、興味をもてる授業を作っていきたい。1つの授業の中で学習形態を一斉、グループ、ペアなどに変えていくことも、学びが深まるだけでなく、人間関係作りにも効果的だと考える。

・指示、話し方の工夫

教師の話や指示がわかりやすいものになれば、一度の指示だけでも通るため手間も減り、子どもが積極的に授業に参加する要因になると考えられる。話は短く、1文1動作を視覚化と共にするよう心掛けていきたい。また、教育実習を行っての反省でもあるが、子どもに問いかけ、悩んでいる間に、重ねて問いかけると、子どもが混乱することが多い。わかりやすい発問をし、子どもが考えている時間は待つということが大切だと考える。そして

話し方で特に大事だと考えるのは、あいまい言葉を使わないことである。「あっち」「こっち」「あと少し」という言葉は子どもに伝わりにくく、文章がどのような意味になるのか理解しにくくなる要因である。

(2) 環境づくり

・教室環境の整理

教室がごちゃごちゃしていると、子どもの考えも散漫になり、気が散りやすくなる。教室の正面には掲示物は極力貼らないようにし、本棚には目隠しを使って授業の時は目の前の教師と黒板に集中できるような環境を作りたい。教室の背面には、今日の予定、一週間の予定、何が変更になったのかをわかりやすく示し、子どもが予定の変更に対応しやすくする工夫をする。

・良さを認め合うクラスづくり

子ども同士でも、「あの子は何か違う」と思ったり、「あの子はできないことが多い」と感じたりする場面があるだろう。しかし、クラスの中が、「いつもあの子だけできない」という雰囲気があると、子どもにとって教室は居心地のいいものではなくなる。特別な教育支援が必要な子どもだけではなく、教師が一人一人のよさを見つけたり、子ども同士で見つけ合ったり、それをみんなで共有することで、全ての子どもにとって居心地のいい学級になり、子ども同士で自然と支え合う環境が作れると考える。

6 これから教師を目指そうとする大学生、高校生へ伝えたいこと

これから教師を目指そうとする大学生、高校生は圧倒的に特別支援教育よりも通常学級で指導をしたいと考えている人が多いだろう。そして、教員免許を取得するときにとらなければいけない特別支援教育についての講義は2単位だけである。しかし、実際には通常学級にも支援を必要としている子どもはいるのだ。特別な教育支援が必要な子どもに対する支援、配慮を現場に出て考えなければいけない状況になるのは不安だろうし、大変だと思うだろう。ただ、「障害がある子ども」という別枠で見るのではなく、「この子に必要な支援は、クラス全員にもためになる支援になる」という考えを忘れないでほしい。「なぜ、つまづくのか」「なぜ、この行動をしたのか」「何があれば、何をすればできるのか」という特別支援教育の基本的な考えは、障害のあるないにかかわらず、子どもに十分な教育を受けさせるためにもとても大事なものだということを心にとめて教員を目指すべく努力をすることを願っている。

7 小学生、中学生に伝えたいこと

特別支援学校、特別支援学級にいる子どもたち、通常学級にいる障害のある子どもたちは、「自分たちと違う」「できないことばかり」というふうに思わないでほしい。それぞれに違いはあるが、支援があればできることはぐんと増えるということは、障害のある人も、ない人も同じである。また、ずっと守られて、健常の人と引き離されて暮らすことが幸せなのではない。健常の人と同じように教育を受けて、お昼休みには自由に過ごしたり、学校行事に一生懸命参加して楽しんだり、自分の力でお金を稼いで生活し、休みの日には余暇活動を楽しむ幸せを追い求める権利は誰にでもある。そして、将来働くときに同じ職場に障害のある人がいる可能性もある。障害のある人の「できない」ことばかりを探すのではなく、「できる」こと、「何かがあればできる」ことを探してい

くことで、友達の良さがわかり、また、自分の良いところも見つけることができるということを伝えていきたい。

<参考・引用文献>

- ・玉村公二彦・清水貞夫・黒田学・向井啓二編著（2015）『キーワードブック特別支援教育—インクルーシブ教育時代の障害児教育』株式会社クリエイツかもがわ
- ・文部科学省（2012）『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』
- ・東京アカデミー（2013）『学校教育法施行令の改正について』
<http://www.shichiken.co.jp/shop/correct/pdf/ky15/hosoku01.pdf>
- ・佐藤慎二（2015）『今日からできる！通常学級ユニバーサルデザイン—授業づくりのポイントと実践的展開—』
- ・秋山邦久（2004）「特別支援教育に対する小中学校教員の意識に関する調査研究」『人間科学研究』文教大学人間科学部 第26号